

# 全国海区漁業調整委員会連合会会則

(目 的)

第1条 この会は、海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により重要問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、全国海区漁業調整委員会連合会と称する。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、全国海区漁業調整委員会連合会会長（以下、「会長」という。）の属するブロックの海区漁業調整委員会の事務所に置く。

2 ブロックは日本海ブロック、東日本ブロック、西日本ブロック、九州ブロックの4ブロックとする

(会 員)

第4条 この会員は、全国の海区漁業調整委員会をもって組織する。ただし、一都道府県内の数海区漁業調整委員会による連合海区漁業調整委員会は、その名において加入することができる。

(事 業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 海区漁業調整委員会の相互連絡協議
- (2) 漁業振興対策の研究に関する事項
- (3) 海区漁業調整委員会の運営に必要な資料の作成
- (4) 海区漁業調整委員会の職員の研修
- (5) 連合会会報の発行
- (6) その他理事会において必要と認める事項

(役 員)

第6条 この会の役員として理事18人以内及び監事3人を置く。

2 理事及び監事は、総会において会員である海区漁業調整委員会の会長（北海道連合海区漁業調整委員会にあっては会長及び副会長）のうちから会員が選出する。

3 役員任期は、4年とする。ただし、該当年の総会の日までとする。

役員が自己の属する海区漁業調整委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間その役員を承継する。

4 この会は、会長1人、副会長5人を置き、理事が互選する。

会長については、平成21年の総会までは東日本会ブロック選出の理事から、その後は任期毎に日本海ブロック、西日本ブロック、九州ブロック、東日本ブロックの順で、そのブロック選出の理事の中から選ばれる。

5 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の

指定する順位により会長の職務を代理する。

3 監事は、事業及び予算の執行状況について監査する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長が必要と認めたとき随時開催する。

(会議)

第9条 この会の総会は、毎年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 この会の総会は、総会員の過半数にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第10条 この会の経費は、会費及び国の補助金等をもって充てる。

2 会費は、会員が属する都道府県を単位とし、年額16万円とする。ただし、北海道は年額40万円とする。

3 会長は、臨時に必要な場合は役員会に諮り、特別負担金を徴収することができる。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第12条 会長は、事業年度終了後事業報告書及び収支決算書を作成し、次期総会においてその承認を受けるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 会長は、事業計画書案及び収支予算書案を作成し、事業年度開始後の最初の総会においてその承認を受けるものとする。

(支部)

第14条 この会に支部を置くことができる。

2 支部は、その区域内における事業を行う。

3 この会則に定めるほか、支部に関する事項は支部において定める。

(雑則)

第15条 この会則の変更及び廃止は総会に諮りこれを定める。

第16条 この会則に定めるほか、必要な事項は会長がその都度定める。

付 則

この会則は昭和40年7月26日から施行する。

付 則

この会則は昭和42年5月19日から施行する。

付 則

この会則は昭和44年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和46年5月7日から施行する。

付 則

この会則は昭和47年5月25日から施行する。

ただし、第6条の現行の役員の任期は従前のおりとする。

付 則

この会則は昭和48年5月8日から施行する。

付 則

この会則は昭和49年5月8日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和53年5月15日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成元年5月12日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成元年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成5年5月21日から施行する。

付 則

この会則は平成11年5月11日から施行する。

付 則

この会則は平成15年5月15日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成18年5月11日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年5月9日から施行する。

付 則

この会則は平成22年5月20日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成22年4月1日から施行する。